

一般社団法人日本デジタルウェルビーイング協会

定 款

令和5年12月19日 作成

一般社団法人日本デジタルウェルビーイング協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本デジタルウェルビーイング協会と称し、英文では J a p a n D i g i t a l W e l l - b e i n g A s s o c i a t i o n と表記する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都杉並区に置く。

(目的)

第3条 当法人はデジタル利用にまつわる諸問題の予防及び解決を図り、デジタルウェルビーイング（スマートフォンやPCなどのデジタルデバイスやテクノロジーを健全に使用し、心身ともに健康な状態であること）を普及促進することを通じて人々及び社会の健全な発展に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

1. デジタルウェルビーイングに関する教育・啓発事業
2. インターネット、ゲーム等のデジタルツールにおける依存症（アディクション）問題の予防に関する事業
3. デジタルウェルビーイング教育を行う人材の育成及び研修の実施
4. デジタルウェルビーイング、インターネット・ゲーム依存等についての調査研究
5. メンタルヘルスに関するカウンセリング及びコンサルティング
6. 前各号に附帯関連する一切の業務

(公告方法)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費の負担)

第7条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

(任意退社の制限)

第8条 社員が退社しようとするときは、当法人の承認を受けなければならない。ただし、やむをえない事由があるときを除く。

第3章 社員総会

(招集)

第9条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度終了後2か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者)

第10条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

(招集通知)

第11条 社員総会の招集通知は、社員に対し、会日の5日前までに発する。

(議長)

第12条 社員総会の議長は、代表理事がこれにあたり、代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議決権)

第13条 社員は、各1個の議決権を有する。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

(議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 理事及び代表理事

(理事の員数)

第16条 当法人の理事は、1名以上とする。

(理事の選任)

第17条 理事は、当法人の社員総会の決議により選任する。ただし、当法人の社員以外の者から選任することを妨げない。

2 当法人の社員総会の決議により、いつでも理事を解任することができる。

(理事の任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(代表理事)

第19条 当法人に理事を複数置く場合には、代表理事1名を置き、理事の互選により定める。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

第5章 計算

(事業年度)

第21条 当法人の事業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までの年1期とする。

第6章 附則

(最初の事業年度)

第22条 当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から令和6年11月30日までとする。

(設立時理事等)

第23条 当法人の設立時理事及び代表理事は、次の通りである。

設立時理事 森 山 沙 耶

東京都武蔵野市吉祥寺北町四丁目11番2-306号

シティハウス吉祥寺北町

設立時代表理事 森 山 沙 耶

(設立時社員の氏名ほか)

第24条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次の通りである。

東京都武蔵野市吉祥寺北町四丁目11番2-306号

シティハウス吉祥寺北町

森 山 沙 耶

東京都武蔵野市吉祥寺北町四丁目11番2-306号

シティハウス吉祥寺北町

森 山 育 亮

東京都杉並区高円寺北二丁目26番14号

コートすみれ203

阿 部 菜 瑠 美

(法令の準拠)

第25条 この定款に規定のない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びにその他の法令に従う。

以上、一般社団法人日本デジタルウェルビーイング協会を設立するため、設立時社員森山沙耶、森山育亮及び阿部菜瑠美の定款作成代理人である司法書士法人クオリティ・ワン代表社員久保巖は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和5年12月19日

設立時社員 森 山 沙 耶

設立時社員 森 山 育 亮

設立時社員 阿 部 菜 瑠 美

上記設立時社員の定款作成代理人

東京都千代田区九段南二丁目7番1号

司法書士法人クオリティ・ワン

代表社員 久 保 巖